

一般社団法人 日本定位・機能神経外科学会 役員選出細則

(目的)

第1条 本役員選出細則（以下「本細則」という。）は、一般社団法人日本定位・機能神経外科学会（以下「本法人」という。）の定款第26条及び第27条に基づき、理事及び監事、並びに理事長の選任に関し、必要な事項を定める。

(理事候補者要件)

第2条 本法人の理事は、以下の要件の一つ以上具備する満65歳未満の評議員の中から理事会の決議により、その候補者を選出する。

- (1) 任意団体時を含む、本法人の学術集会会長経験者
 - (2) 本法人において、学術集会会長に就任する予定のある者（次期学術集会会長、次々期学術集会会長等）
- 2 前項の規定にかかわらず、満65歳未満の評議員の中から、理事長の指名及び理事会の決議により、事務局との連絡、調整を行う事務担当理事候補者1名を選出することができる。

(理事の選任)

第3条 理事会は、前条の規定に基づき、理事候補者（前条第2項の事務担当理事候補者を含む。以下同じ。）を選出し、評議員会にその承認を諮るものとする。

- 2 定款第26条による評議員会の承認を経て、理事候補者は本法人の理事となる。
- 3 理事の選任は、定款第30条第1項の任期満了に伴い、原則2年ごとに行うものとするが、欠員補充、業務拡大のための増員など、理事会が必要と認めた場合には、随時評議員会に理事の選任を諮ることができるものとする。

(理事の再任)

第4条 定款第30条第1項の規定により任期満了退任となる理事は、同条第2項による任期満了の場合（満65歳定年）を除き、原則再任理事候補者となり、評議員会にその再任を諮るものとする。ただし、再任を希望しない旨を事前に理事長に申し出ることにより、再任を辞退することを妨げない。

(監事の選任)

第5条 本法人の監事候補者は、任期満了、辞任等により監事に欠員が生じる場合に、随時理事会の決議により、選出するものとする。

- 2 監事候補者は、本法人の評議員以外からの選出を妨げない。
- 3 定款第26条による評議員会の承認を経て、監事候補者は本法人の監事となる。

(監事の再任)

第6条 定款第30条第1項の規定により任期満了退任となる監事は、原則再任監事候補者となり、評議員会にその再任を諮るものとする。ただし、再任を希望しない旨を事前に理事長に申し出ることにより、再任を辞退することを妨げない。

(理事長の選定)

第7条 本法人の理事長の選定は、選挙によるものとする。

- 2 理事長選挙は、任期満了、辞任等により理事長に欠員が生じる場合に行うものとし、理事会を開催し、その議場において実施する。
- 3 選挙権及び被選挙権は、選挙実施時における理事全員が有する。

(理事長選挙の投開票)

第8条 理事長選挙は、理事会の議場において行うものとし、議場において投開票を行う。なお、選挙を実施する理事会に欠席した理事は、投票権を有しない（事前投票は認めない）ものとする。

- 2 投票は無記名式とし、候補者用紙（選挙権を有する理事のリスト）に印を付す方法により行う。
- 3 開票は、事務局及び監事が理事会の議場にて行う。
- 4 以下の場合はその投票を無効とする。
 - (1) 2以上の候補者に印があるもの
 - (2) 印がないもの
- 5 理事長選挙の当選者は、有効得票数のもっとも多い者とする。
- 6 同票の場合は、同票を獲得した者のみで再度同様の手順で決戦投票を行うものとする。

(規定外事項)

第9条 本細則に規定のない事項については、理事会の決議による。

(改廃)

第10条 本細則の改正又は廃止は、理事会の審議を経て、評議員会の決議により行う。

令和元年5月31日 施行
令和2年6月15日 改正